

宇都宮短期大学附属高等学校各科後援会会則

(令和3年4月1日改正)

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は宇都宮短期大学附属高等学校各科後援会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は宇都宮短期大学附属高等学校内に置く。
- 第 3 条 本会は宇都宮短期大学附属高等学校の各科の教育の振興に協力することを目的とする。
- 第 4 条 本会は宇都宮短期大学附属高等学校の各科に在学する生徒の保護者，卒業生及びこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第 2 章 機 関

- 第 5 条 本会の運営のため，次の機関を置く。
- 1 総 会 2 役員会
- 第 6 条 総会は会員の過半数の出席をもって成立し，その議事は出席者の2分の1以上をもって決定する。ただし，出席については，委任状を含むものとする。
- 第 7 条 総会は次の事項を行う。
- 1 事業計画，予算の審議決定 2 事業報告，決算報告の承認 3 会則の変更
- 4 役員を選出 5 その他重要な事項
- 第 8 条 役員会は各役員をもって構成する。
- 第 9 条 役員会は総会の決定事項を執行し，総会議案の作成にあたる。

第 3 章 役 員

- 第 10 条 本会の運営のため，次の役員を置く。役員を選出は役員会の推薦により総会において承認を得る。役員の任期は1年とし，再任は妨げない。
- 会 長 1 名 副 会 長 2 名 委 員 若干名
- 会 計 2 名 会計監査員 2 名 顧 問 若干名
- 第 11 条 会長は本会を代表し会務を総理し，総会及び役員会を招集しその議長となる。
- 第 12 条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
- 第 13 条 委員は諸般の事項を審議決定する。
- 第 14 条 会計は本会の経理事務を管理する。
- 第 15 条 会計監査員は本会の会計を監査する。
- 第 16 条 顧問は本会全般の運営について諮問する。

第 4 章 会 計

- 第 17 条 本会には次の帳簿を備え，必要な記録を残さなければならない。
- 1 会議記録簿（総会，役員会，会計監査会） 2 会計簿
- 第 18 条 本会の経理は毎月会員の納入する以下の会費，及びその他収入をもってあてる。
- 普通科 1,000 円 生活教養科 600 円 情報商業科 700 円 調理科 700 円 音楽科 1,500 円
- 第 19 条 会長及び副会長，役員任期満了なるとき感謝状と共に記念品を贈る。
- 第 20 条 本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

附 則 (略)